

KECC 第8回人事・労務セミナー

正しく理解したい雇用と業務委託の違い

日時 2025年11月18日(火) 14:00-16:00 (13:50 受付開始)

会場 オンライン開催
*Zoom(ウェビナー)によるご聴講となります

参加費 無料

お申し込み▼
下記URL / 二次元コードにて
申込〆切:11月17日(月)
<https://kecc.mhlw.go.jp/seminar/20251118/>



※ 起業家、経営者、人事・労務担当者などご興味のある方は、どなたでも参加可能です。

14:00~14:10

◆ 関西圏雇用労働相談センター(KECC) 無料相談のご案内

14:10~14:55

第1部 今こそ押さえておきませんか？ 雇用と業務委託の違いについて

雇用契約と業務委託契約の違いは何でしょうか？一見似ている両者ですが、知らずに進めるとトラブルにつながることもあります。本セミナーでは、その違いを整理し、押さえておきたい実務ポイントを具体例を交えてご紹介いたします。基本を押さえることで、安心して適切な契約や対応につなげることができます。さらによくある質問例を取り上げ、実務に役立つ考え方をお伝えします。



登壇者: 秋津 陽子 氏
KECC相談員 / 社会保険労務士(みのり社会保険労務士事務所)

金融機関、社会保険労務士事務所、年金事務所勤務を経て「会社も社員も成長する仕組み作りに貢献したい」との思いで、みのり社会保険労務士事務所を開業。『わかりにくい法律をわかりやすく説明すること』を得意とし、年間200件を超える労務相談をお受けしている。新しく設立される会社の保険関係の手続きや会社設立時ならではのお悩み相談など『労務のはじめの第一歩』のアドバイス実績、セミナー実績あり。その他、就業規則コンサルティングによりそれぞれの企業に合った『きちんと理解できて使える会社ルールブック作り』にも力を入れている。

14:55~15:40

第2部 正しく知ろう 業務委託契約

業務委託契約書を締結しているから「労務管理の問題はない」と思っていませんか？「業務委託契約書にしているから大丈夫と思っていたのに…」ということにならないためにも、雇用契約として扱われる可能性がある業務委託契約の具体的な事例やケーススタディを、実際の裁判例も紹介しながら、判断の注意点や落とし穴について紹介します。



登壇者: 松山 領 氏
KECC相談員 / 弁護士(梅田総合法律事務所)

2020年 弁護士登録(梅田総合法律事務所 入所)
取扱分野は、一般民事事件の他に、倒産事件、企業からの相談業務、労働法務、不動産、損害保険等多岐にわたる。

15:40~16:00

◆ 質疑応答 (*事前質問にもお答えします)

お問合せ

国家戦略特区 関西圏雇用労働相談センター

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪北館 ナレッジキャピタル8階 K827号室

[相談対応時間] 月曜~金曜の10時から19時(祝日・年末年始を除く)

[アクセス] JR大阪駅 中央北口より徒歩10分

[お問合せ] TEL: 06-6136-3194

(本事業は厚生労働省より株式会社パソナが受託し、運営しています)

HPIはコチラ▼

